

令和元年度決算に基づく健全化判断比率等の公表について

1 健全化判断比率

(単位 : %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.59)	— (17.59)	3.2 (25.0)	— (350.0)

備考

1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載している。

なお、実質黒字の比率は 9.86 % であり、連結実質黒字の比率は 16.40 % である。

2 早期健全化基準を括弧内に記載している。

2 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備 考
下水道事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
病院事業会計	—	令第17条第1号の規定により事業の規模を算定

備考

1 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

2 経営健全化基準は、20 % である。

3 「備考」欄には、資金不足比率の算定に用いた事業の規模について記載し、「令」とは地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令を省略して表記したものである。